

# 議題等へのご意見に対する回答書

(令和3年度第1回横須賀市国民健康保険運営協議会 書面開催)

## 1. 議題

1 令和2年度特別会計国民健康保険費決算関係について	
意見・質問 繰越金は安定的運営のために一定額は必要と考えますが、横須賀市はどの程度の金額を適正な範囲とお考えかを教えていただくと参考になります。	回答 本市では繰越金を基金に積み立てずに保険料上昇抑制等に活用していますが、安定的運営のためには基金への積み立てが必要と考えています。県の国保運営方針にも示されましたが、保険料調定額の5%が適正な額と考えます。 R2 調定額 8,427,424,990円 × 5% = 421,371,250円
意見・質問 歳入の7款3項2目雑入230,314,656円の内容について教えてください。	回答 雑入の以下については神奈川県からの指示により科目新設し、収入したものになりますので、当初予算から金額が増額しました。 ①国保事業費納付金返還金 79,842,401円 ②特別調整交付金経営努力分(経過措置) 161,000,000円 ①の理由→平成30年度国民健康保険事業費納付金において、退職被保険者分を過大に納めており、返還金が生じたため。 ②の理由→当初予算時は、特別調整交付金(市向け)で交付される予定であったが、県からの交付の際に本来の交付費目が特別調整交付金ではないため、雑入等で収入して欲しい旨の申し出を受けたため。
意見・質問 令和2年度の国民健康保険事業収入が予算より多かったのは何故でしょうか。また、県や国からの支出金が予算より少なくなった理由も御教示頂ければ幸いです。(簡単に結構です)	回答 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免のため、国民健康保険事業収入を減額補正しましたが、減免額が見込よりも少なかったため、予算現額よりも国民健康保険事業収入が多くなりました。 国民健康保険災害等臨時特例補助金(コロナ)は、保険料の減免に要する費用に係る国庫補助金の増額補正をしたものであり、保険給付費等交付金(特別交付金)は、保険料の減免に要する費用に係る県補助金の増額補正をしたものですが、これらも減免額が見込よりも少なかったため、予算よりも少なくなりました。 保険給付費等交付金(普通交付金)は、歳出の保険給付費に対して交付されるものであり、歳出が予算よりも減っているため、それに伴い交付金も減額となりました。

## 2 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険事業の対応について

<p>意見・質問 国民健康保険料減免について、「前年の所得が0円以下」とは、どのような場合ですか。</p>	<p>回答 「所得」は、「収入」から必要経費を引いて算出します。収入があっても、必要経費の方が多かったり、収入が一定の額に達しない場合は、所得が0円以下となります。 新型コロナウイルスの影響で「収入」が減少していたとしても、それに係る前年の「所得」が0円以下の場合は、減免の対象となりません。 これは、所得が0円の場合、減免の対象となる保険料は、すでに収入がない場合と同様に計算されていること。また、減免額を計算する際には、所得額を使用するので0円では計算ができないことによるものです。※減免額＝【保険料額】×【主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額】÷【世帯の所得額】×【減免割合】</p>
<p>意見・質問 国民健康保険料減免について、審査中55件とあるが、すみやかに処理できているのですか。</p>	<p>回答 申請書を受領した時点から、半月から1か月程度で決定通知を送付しています。</p>
<p>意見・質問 国民健康保険料減免について、却下の中に新型コロナウイルス感染症の影響によらない失業・廃業とありますが、新型コロナウイルス感染症に感染して死亡又は重篤な傷病を負っているのであれば減免されても良いのではないのでしょうか。（飲食店の事を考えると飲食店は甘すぎるので）</p>	<p>回答 世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルスに感染して死亡・重篤な傷病となった場合には、減免しています。 自己都合等の新型コロナウイルスの影響といえない失業・廃業は、減免の対象となりません。</p>
<p>意見・質問 保険料の減免却下事例の理由は理解しましたが、生活困窮者である状況なので、窓口等で生活保護等の制度紹介までいただくと、市民の生活・生命が守れると思いました。</p>	<p>回答 窓口や電話で減免の問い合わせを受けた際、対象とならない方には、納付相談や生活保護等について案内をしています。</p>
<p>意見・質問 国民健康保険料減免について、令和3年度申請分で難しい問題ではあると存じますが、却下9件、審査中55件とありますが、却下に対する不満や審査の時間が長いなどの不満で、対応に苦慮することはありませんか。（時間が長いと思っている訳ではありませんが）</p>	<p>これまで、審査期間についての苦情はありませんでした。 対応に苦慮する案件としては、新型コロナウイルスの影響で収入が下がっているが、条件に合わないため令和3年度の減免を受けられない（例：前年（令和2年）から収入が減った状態が継続しているため、前年と令和3年の収入見込み額を比較しても差がない等）ケースがあります。実際に保険料の納付が厳しい方には、納付相談等の案内をしています。</p>

<p>意見・質問 傷病手当金の支給について、令和2年度実績で支給日数は平均でどれくらいなのか。また最高の支給日数は何日間ですか。</p>	<p>回答 令和2年度支給実績 平均日数9日 最長日数27日</p>
<p>意見・質問 傷病手当金の周知について、ホームページ・広報よこすかで周知されているというのですが、新型コロナウイルス感染症に感染し、就業制限を受けている人に直接情報が届くよう、保健所から発出される「就業制限の通知」に記載する、また「療養のしおり」に記載する等の方法はとれないでしょうか。</p>	<p>回答 就業制限通知については法律に基づき通知しているため、傷病手当金について記載することはできません。 また、療養のしおりについても神奈川県が発行しているものになるため記載することができません。 コロナウイルス感染に感染した方および濃厚接触者について、保健所で相談や調査を行う際に、必要に応じて傷病手当金のご案内をしています。</p>
<p><b>3 その他</b></p>	
<p>意見・質問 福祉関係4部に関する課題とはどのようなものがありますか。</p>	<p>回答 健康づくり事業、保健事業、福祉サービス事業のスムーズな連携などを想定しています。</p>
<p>意見・質問 民生局の新設について、ネーミングに民生委員と重なる気がします。来年一斉改選があり、なり手不足の原因に懸念があります。</p>	<p>回答 ご心配いただきありがとうございます。 民生委員のなり手不足については市としても懸念しており、その解消のため、平成29年度から市職員定年退職予定者を対象とした研修会において活動内容の周知を開始し、平成30年度からは行政センター等において民生委員児童委員活動に関するパネル展示を実施しております。 また、令和元年度の一斉改選から年齢要件を一部緩和し、欠員解消に努めているところです。 併せて、民生委員児童委員活動の参考とする「Q&amp;A集」の作成・配布を行い、現任民生委員児童委員の負担軽減を図ることで、民生委員児童委員のなり手不足解消に繋がっていきたいと考えております。</p>
<p>意見・質問 健康と福祉のより一層の連携を図るために民生局新設により市民の日常生活が暮らしやすく充実したものとなるよう機能していただくことを期待しています。</p>	<p>回答 ご期待に添えられるよう、より一層力を入れて取り組んでまいります。</p>